

フレックスタイム制規定例

第〇条（フレックスタイム制）

1 従業員代表と会社がフレックスタイム制に関する労使協定を締結した場合、当該協定によりフレックスタイム制を適用する従業員の始業及び終業の時刻は当該従業員の決定にゆだねる。この場合、当該従業員の労働時間は就業規則第 15 条の規定にかかわらず次のとおりとする。

(1) 清算期間（毎月 1 日から末日までの 1 か月間をいう。以下同じ。）における総労働時間数は、清算期間を平均して 1 週間当たり 40 時間を超えない範囲内で、1 日 7 時間に清算期間中の所定労働日数を乗じた時間数とする。

(2) 標準となる 1 日の労働時間は 7 時間とし、年次有給休暇を取得した日は当該時間労働したものとみなす。

(3) 次の時間帯は労働しなければならない。

午前 10 時から午後 3 時まで

ただし、正午から午後 1 時までは休憩時間とする。

(4) 選択により労働することができる時間帯は次の間に限る。

午前 7 時から午前 10 時までの間、および、

午後 3 時から午後 8 時までの間

2 清算期間中の実労働時間が前項の総労働時間数を超えた時間については就業規則第 31 条の規定により割増賃金を支払う。

3 前項の実労働時間が総労働時間数に不足する時間については、就業規則第 33 条の規定により基本給を支払わない。